

生駒市教育委員会規則第10号

生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月29日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（押印手続等）

第6条 公印を押印するときは、次に掲げる手続によらなければならない。

- (1) 公印を押印しようとする者は、押印を要する文書に決裁済文書を添えて保管責任者又は保管責任者の指定した職員（次号において「保管責任者等」という。）に提示し、審査照合を受けなければならない。
- (2) 保管責任者等は、前号の規定による審査照合の結果、公印の押印を適当と認めるときは、決裁済文書の所定欄に認印し、公印使用簿に必要事項を記入させるものとする。

2 前項第2号の公印使用簿の様式は、生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）に規定する公印使用簿の例による。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。